

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
人材派遣業		株式会社ファイコミュニケーションズ		〒101-0021 東京都千代田区外神田4-12-6秋葉原7ビル3F 03-6206-4688				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間	
					1日	(1日を超える一定の期間起算日)		
						1ヶ月(毎月1日)		1年(4月1日)
① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業の業務における季節的要因及び突発的な業務 (特別条項) 得意先業務における当日対応が必要な業務 (指揮命令者の通達により行う)	宿泊施設の運営	300	8時間	7時間	45時間 (特別条項) 60時間以内	360時間 (特別条項) 630時間以内	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで ※特別延長できる回数は 年6回以内とする
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間	
派遣先企業の業務における季節的要因及び突発的な業務		宿泊施設の運営	300	派遣先の勤務制により会社が定める日	始業及び終業時刻は派遣先の就業時間による (原則実労働8時間以内)		平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	

協定の成立年月日 平成 30 年 3 月 20 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

新田 帆 帆
坂田 新 帆



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による）

平成 30 年 3 月 28 日

使用者

職名
氏名

代表取締役
山口 賢一



労働基準監督署長殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える变形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

※一定期間における延長時間は、1ヶ月45時間とする。ただし通常の作業量を大幅に越える受注が集中し、特に期限がひっ迫した時は、労使の協議を経て6回を限度として、1ヶ月60時間までこれを延長することができる。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。また1年360時間を超えた場合の割増賃金率も25%とする。